○令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資格等

北海道企業局告示第22号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規 定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成31年北海道企業局告示第2号及び令和2年北海道企業局告示第2号に基づき道に申請して令和元年度、令和2年度及び令和3年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和2年12月25日

北海道公営企業管理者 佐々木誠也

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和元年度、令和2年度及び令和3年度において道(企業局)が締結しようとする契約のうち令和2年北海道告示第676号(以下「北海道告示第676号」という。)第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(第4の2により適用する北海道告示第676号第4の2を除き、以下「資格」という。)は、北海道告示第676号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第676号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

1 共通的資格要件

北海道告示第676号第2の1に定められているとおりとする。

- 2 資格の種類ごとの要件
 - 北海道告示第676号第2の2に定められているとおりとする。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第676号第2の3に定められているとおりとする。
- 第3 資格審査の申請の時期及び方法
 - 1 申請の時期

北海道告示第676号第3の1に定められている時期にしなければならない。

- 2 申請書類の入手方法
 - 北海道告示第676号第3の2に定められているとおりとする。
- 3 申請の方法

北海道告示第676号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道(企

業局)への申請が併せてあったものとみなす。

- 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 資格の有効期間北海道告示第676号第4の1に定められているとおりとする。
 - 2 有効期間の更新手続 北海道告示第676号第4の2に定められているとおりとする。
- 第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第676号第5に定められているとおりとする。
- 第6 資格の喪失 北海道告示第676号第6に定められているとおりとする。
- 第7 資格審査の再申請
 - 1 再申請の事由北海道告示第676号第7の1に定められているとおりとする。
 - 2 再申請の方法北海道告示第676号第7の2に定められているとおりとする。
- 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第676号第8に定められているとおりとする。
- 第9 その他 北海道告示第676号第9に定められているとおりとする。
- 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。